

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第12回会議付属資料(その3)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	町名・字名の取扱い		細項目			
事務事業名			専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針						
丹原町		小松町		課題	具体的な調整内容	
現況	合併時	現況	合併時			
周桑郡丹原町 大字明穂(ア材) 大字池田 大字石経 大字今井 大字白坂 大字川根 大字願連寺 大字北田野 大字楠窪 大字久妙寺 大字鞍瀬 大字来見 大字高知 大字古田 大字志川 大字関屋 大字高松 大字田滝 大字田野上方 大字丹原 大字千原 大字寺尾 大字徳能 大字徳能出作 大字長野 大字明河 大字安用 大字湯谷口	市丹原町 明穂(ア材) 池田 石経 今井 白坂 川根 願連寺 北田野 楠窪 久妙寺 鞍瀬 来見 高知 古田 志川 関屋 高松 田滝 田野上方 丹原 千原 寺尾 徳能 徳能出作 長野 明河 安用 湯谷口	周桑郡小松町 大字明穂(ア材) 大字石鎚 大字大郷 大字大頭 大字北川 大字新屋敷 大字南川 大字妙口 大字安井	市小松町 明穂(ア材) 石鎚 大郷 大頭 北川 新屋敷 南川 妙口 安井	丹原町、小松町に大字表示がある。 丹原町、小松町に同一地名、【明穂】があるが、地番に重なるところがないので、合併時も表記上問題はない。 【明穂】の呼称は、丹原町は「ア材」、小松町は「ア材」と異なっているが、両町のほとんどの住民は、「ア材」と発音している。	「大字」を省き表示する。 合併時に、【明穂】の呼称は「アカオ」に統一する。	

住所表示の事例

市町名	現況	調整後
西条市	愛媛県西条市明屋敷164番地の1	愛媛県 市明屋敷164番地1
東予市	愛媛県東予市周布349番地の1 愛媛県東予市三津屋南2番53	愛媛県 市周布349番地1 愛媛県 市三津屋南2番53
丹原町	愛媛県周桑郡丹原町大字池田1733番地1	愛媛県 市丹原町池田1733番地1
小松町	愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷甲496番地の1	愛媛県 市小松町新屋敷甲496番地1

大字名一覧（五十音順）

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
1	小松町	明穂	アカオ
2	丹原町	明穂	アカホ
3	東予市	明理川	アカリカワ
4	西条市	明屋敷	アケヤシキ
5	西条市	荒川	アラカワ
6	西条市	安知生	アンシ ユウ
7	西条市	安知生新開	アンシ ユウシンカイ
8	西条市	飯岡	イイオカ
9	丹原町	池田	イケダ
10	丹原町	石経	イシキョウ
11	東予市	石田	イシダ
12	小松町	石鎚	イシヅチ
13	東予市	石延	イシノヘ
14	西条市	市之川	イチノカワ
15	丹原町	今井	イマイ
16	東予市	今在家	イマザ イケ
17	丹原町	臼坂	ウスザカ
18	東予市	円海寺	エンカイジ
19	小松町	大郷	オオコ
20	東予市	大新田	オオシンテン
21	小松町	大頭	オオト
22	東予市	大野	オオノ
23	西条市	大浜	オオハマ
24	西条市	大保木	オオフキ
25	西条市	大町	オオマチ
26	東予市	上市	カミイチ
27	丹原町	川根	カワネ
28	東予市	河之内	カワノウチ
29	東予市	河原津	カワラヅ
30	東予市	河原津新田	カワラヅ シンテン
31	西条市	神拝	カンハイ
32	丹原町	願連寺	ガンレンジ
33	西条市	喜多川	キタガワ
34	小松町	北川	キタガワ
35	東予市	喜多台	キタダ イ
36	丹原町	北田野	キタタノ
37	東予市	楠	クス
38	丹原町	楠窪	クスクボ
39	東予市	国安	クニヤス
40	丹原町	久妙寺	クミョウジ
41	丹原町	鞍瀬	クラセ
42	丹原町	来見	クルミ
43	西条市	黒瀬	クロセ
44	東予市	黒谷	クロダニ
45	東予市	桑村	クワムラ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
46	丹原町	高知	コウチ
47	丹原町	古田	コタ
48	西条市	栄町	サカエマチ
49	西条市	坂元	サカモト
50	丹原町	志川	シカワ
51	東予市	実報寺	シッポウジ
52	西条市	下島山	シモシヤマ
53	東予市	周布	シュウ
54	東予市	新市	シンイチ
55	西条市	新田	シンテン
56	東予市	新町	シンマチ
57	小松町	新屋敷	シンヤシキ
58	西条市	洲之内	スノウチ
59	丹原町	関屋	セキヤ
60	西条市	千町	センジ ヨウ
61	西条市	大師町	ダイシマチ
62	東予市	高田	タカタ
63	丹原町	高松	タカマツ
64	丹原町	田滝	タタキ
65	丹原町	田野上方	タノウカ タ
66	西条市	玉津	タマツ
67	東予市	玉之江	タマノエ
68	東予市	旦之上	タンノウエ
69	丹原町	丹原	タンハラ
70	丹原町	千原	チハラ
71	西条市	朔日市	ツイタチ
72	西条市	津越	ツコ エ
73	西条市	禎瑞	テイスイ
74	丹原町	寺尾	テラオ
75	西条市	天神	テンジン
76	丹原町	徳能	トクノ
77	丹原町	徳能出作	トクノデ サク
78	西条市	兔之山	トノヤマ
79	西条市	中興	ナカオク
80	西条市	中西	ナカニシ
81	西条市	中西新開	ナカニシシンカイ
82	西条市	中野	ナカノ
83	丹原町	長野	ナガノ
84	西条市	鍋倉新開	ナベ クラシンカイ
85	西条市	榎木	ナラノキ
86	西条市	西相生	ニシアイオイ
87	西条市	西泉	ニシスイ
88	西条市	西泉西新開	ニシスイ ミニシシンカイ
89	西条市	西泉東新開	ニシスイ ミヒガ シシンカイ
90	西条市	西田	ニシダ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
91	西条市	西田新開	ニシダ シンカイ
92	西条市	西田西新開	ニシダ ニシシンカイ
93	西条市	西之川	ニシノカワ
94	東予市	壬生川	ニユウカワ
95	西条市	野々市	ノノイチ
96	西条市	早川	ハイカワ
97	西条市	ひうち	ヒウチ
98	西条市	東相生	ヒガ シアイオイ
99	西条市	東之川	ヒガ シノカワ
100	西条市	東町	ヒガ シマチ
101	西条市	樋之口	ヒノクチ
102	西条市	氷見	ヒミ
103	西条市	氷見石岡新開	ヒミイワオカシンカイ
104	西条市	氷見西新開	ヒミニシシンカイ
105	西条市	氷見東新開	ヒミヒガ シシンカイ
106	西条市	氷見南新開	ヒミニナミシンカイ
107	東予市	広江	ヒロエ
108	東予市	広岡	ヒロオカ
109	東予市	福成寺	フクジ ヨウジ
110	西条市	福武	フクタケ
111	西条市	藤之石	フジ ノイシ
112	西条市	船屋	フナヤ
113	西条市	古川	フルカワ
114	東予市	北条	ホウシ ヨウ
115	西条市	保野	ホウノ
116	西条市	本町	ホンマチ
117	西条市	丸野	マルノ
118	東予市	三津屋	ミツヤ
119	東予市	三津屋東	ミツヤヒガ シ
120	東予市	三津屋南	ミツヤミナミ
121	西条市	港	ミナト
122	小松町	南川	ミナミカワ
123	東予市	宮之内	ミヤノウチ
124	丹原町	明河	ミヨウカ
125	小松町	妙口	ミョウク チ
126	西条市	明神木	ミョウシ ンギ
127	東予市	三芳	ミヨシ
128	小松町	安井	ヤスイ
129	東予市	安用	ヤスモチ
130	丹原町	安用	ヤスモチ
131	東予市	安用出作	ヤスモチデ サク
132	丹原町	湯谷口	ユヤク チ
133	東予市	吉田	ヨシダ

重複する字名	明穂
	読みは異なる 地番重複地なし 合併までに呼称を 「あかお」に統一
	安用
	読みは同一 地番重複地なし

大字名一覧（市町村別）

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
1	西条市	1 明屋敷	アケヤシキ
2		2 荒川	アラカワ
3		3 安知生	アンシ ユウ
4		4 安知生新開	アンシ ユウシンカイ
5		5 飯岡	イイオカ
6		6 市之川	イチノカワ
7		7 大浜	オオハマ
8		8 大保木	オオフキ
9		9 大町	オオマチ
10		10 神拝	カンバ イ
11		11 喜多川	キタガ ワ
12		12 黒瀬	クロセ
13		13 栄町	サカエマチ
14		14 坂元	サカモト
15		15 下島山	シモンヤマ
16		16 新田	シンテン
17		17 洲之内	スノウチ
18		18 千町	センシ ョウ
19		19 大師町	ダ イシマチ
20		20 玉津	タマツ
21		21 朔日市	ツイタチ
22		22 津越	ツゴ エ
23		23 禎瑞	テイズ イ
24		24 天神	テンジ ン
25		25 兔之山	トノヤマ
26		26 中奥	ナカオク
27		27 中西	ナカニシ
28		28 中西新開	ナカニシシンカイ
29		29 中野	ナカノ
30		30 鍋倉新開	ナヘ クラシンカイ
31		31 檜木	ナラノキ
32		32 西相生	ニシアイオイ
33		33 西泉	ニシス ミ
34		34 西泉西新開	ニシス ミニシシンカイ
35		35 西泉東新開	ニシス ミヒガ シシンカイ
36		36 西田	ニシダ
37		37 西田新開	ニシダ シンカイ
38		38 西田西新開	ニシダ ニシシンカイ
39		39 西之川	ニシノカワ
40		40 野々市	ノノイチ
41		41 早川	ハイガ ワ
42		42 ひうち	ヒウチ
43		43 東相生	ヒガ シアイオイ
44		44 東之川	ヒガ シノカワ
45		45 東町	ヒガ シマチ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）	
46	西条市	46 樋之口	ヒノクチ	
47		47 氷見	ヒミ	
48		48 氷見石岡新開	ヒミイワオカシンカイ	
49		49 氷見西新開	ヒミニシシンカイ	
50		50 氷見東新開	ヒミヒガ シシンカイ	
51		51 氷見南新開	ヒミニナシシンカイ	
52		52 福武	フクタケ	
53		53 藤之石	フジ ノイシ	
54		54 船屋	フナヤ	
55		55 古川	フルカワ	
56		56 保野	ホウノ	
57		57 本町	ホンマチ	
58		58 丸野	マルノ	
59		59 港	ミナト	
60		60 明神木	ミヨウジ ンキ	
61		東予市	1 明理川	アカリガ ワ
62			2 石田	イシダ
63			3 石延	イシノヘ
64			4 今在家	イマザ イケ
65			5 円海寺	エンカイジ
66			6 大新田	オオシンテン
67			7 大野	オオノ
68			8 上市	カミイチ
69			9 河之内	カワノウチ
70			10 河原津	カワラヅ
71			11 河原津新田	カワラヅ シンテン
72			12 喜多台	キタダ イ
73			13 楠	クス
74			14 国安	クニヤス
75			15 黒谷	クロダ ニ
76			16 桑村	クワムラ
77			17 実報寺	ジ ッホ ウジ
78			18 周布	シュウ
79			19 新市	シンイチ
80			20 新町	シンマチ
81			21 高田	タカタ
82			22 玉之江	タマノエ
83			23 旦之上	ダ ンノウエ
84			24 壬生川	ニユウガ ワ
85			25 広江	ヒロエ
86			26 広岡	ヒロオカ
87			27 福成寺	フクシ ョウジ
88			28 北条	ホウジ ョウ
89			29 三津屋	ミツヤ
90			30 三津屋東	ミツヤヒガ シ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）	
91	東予市	31 三津屋南	ミツヤミナミ	
92		32 宮之内	ミヤノウチ	
93		33 三芳	ミヨシ	
94		34 安用	ヤスモチ	
95		35 安用出作	ヤスモチデ サク	
96		36 吉田	ヨシダ	
97		丹原町	1 明穂	アカホ
98			2 池田	イケダ
99			3 石経	イシキョウ
100			4 今井	イマイ
101	5 臼坂		ウスザ カ	
102	6 川根		カワネ	
103	7 願連寺		ガンレンジ	
104	8 北田野		キタタノ	
105	9 楠窪		クスクホ	
106	10 久妙寺		クミョウジ	
107	11 鞍瀬		クラセ	
108	12 来見		クルマ	
109	13 高知		コウチ	
110	14 古田	コタ		
111	15 志川	シカワ		
112	16 関屋	セキヤ		
113	17 高松	タカマツ		
114	18 田滝	タタキ		
115	19 田野上方	タノウウガ タ		
116	20 丹原	タンハラ		
117	21 千原	チハラ		
118	22 寺尾	テラオ		
119	23 徳能	トクノ		
120	24 徳能出作	トクノデ サク		
121	25 長野	ナガ ノ		
122	26 明河	ミヨウガ		
123	27 安用	ヤスモチ		
124	28 湯谷口	ユヤグ チ		
125	小松町	1 明穂	アカオ	
126		2 石鎚	イシヅ チ	
127		3 大郷	オオゴ	
128		4 大頭	オオト	
129		5 北川	キタガ ワ	
130		6 新屋敷	シンヤシキ	
131		7 南川	ミナミガ ワ	
132		8 妙口	ミョウグ チ	
133		9 安井	ヤスイ	

重複する字名	明穂 読みは異なる 地番重複地なし 合併までに呼称を 「あかお」に統一
	安用 読みは同一 地番重複地なし

市 町 名	字名の数
西 条 市	6 0
東 予 市	3 6
丹 原 町	2 8
小 松 町	9
合 計	1 3 3

町名・字名の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

解 説

本条は、市町村区域内の市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更に関する規定である。

(学陽書房「逐条地方自治法」参照)

本条による字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。

(昭和22年9月12日)

(第一法規「現行自治六法」参照)

本条にいう字には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年8月9日 自発519号)

(第一法規「現行自治六法」参照)

市町村の配置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称に変更しない限り、第260条の手続きを要しない。

(昭和30年3月30日 自丁振発30号)

(第一法規「現行自治六法」参照)

町名・字名の取扱い

市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、又は、町(字)の区域若しくは名称を変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の「議会の議決」を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

(ぎょうせい「合併協議会の運営の手引」参照)

町名・字名の取扱いに関する先例地事例

〔宇摩合併協議会〕

基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。

ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。

〔南宇和合併協議会〕

字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。

城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」は「城辺甲」、「乙」は「城辺乙」とする。

一本松町の字名は「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。

〔かみうけな合併協議会〕

大字は廃止の方向で検討する。字の区域については現行のまま新町に引き継ぐこととする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

1 町・字の区域については、従前のとおりとする。

2 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

1 内子町の大字内子甲、乙、丙、丁の区域及び名称は、合併までに「内子」に編入するものとする。

2 五十崎町については、合併時に大字の字句を除くものとする。

3 両町の大字的区域及び名称については、同一の大字名が存在しないので、現行のとおりとするものとする。

〔重信町川内町合併協議会〕

1 字の区域は、従前のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「市」に置き換える。ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「市」に置き換える。

〔今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会〕

1 今治市については、現在地名を継承する。

2 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。

3 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。

4 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。

5 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。

〔東かがわ市〕

町の名称については、大川郡引田町、同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。

〔西東京市〕

町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合する。

〔周南市〕

町・字名〔類似町名や同一の通称名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

〔甲賀地域合併協議会〕

1 字の区域は従前のとおりとします。

2 「町名」「字名」は、合併時までに各町において調整します。

3 住居表示の名称は、「町名」「字名」と同様に取扱い、新たな住居表示の実施は新市において検討します。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(農林水産関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い		細項目	農林水産関係		
事務事業名	農林水産関係事業		専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会、林業分科会 水産業分科会、農林土木分科会
区分	項目	調整方針				
1 農業関係	(1) 農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 調整方針説明資料（P. 8 参照）				
	(2) 農業振興関係計画等	農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。 調整方針説明資料（P. 9, 10 参照）				
	(3) 水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 11 参照）				
	(4) 水田農業推進協議会	水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 調整方針説明資料（P. 12 参照）				
	(5) 農地流動化関係事業	農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 13 参照）				
	(6) 市民農園	市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 14 参照）				
	(7) 地産地消事業	地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 調整方針説明資料（P. 15 参照）				
	(8) 田野中川畑地かん水事業	田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 16 参照）				
2 林業関係	(1) 市町村森林整備計画	市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。 調整方針説明資料（P. 17 参照）				
3 水産業関係	(1) 漁港整備事業	漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 18 参照）				
	(2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）	漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 19 参照）				
4 農林土木関係	(1) 県営土地改良事業負担金	県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 20～28 参照）				
	(2) 中山間地域総合整備事業	現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 29 参照）				
	(3) 新山村振興等農林漁業特別対策事業	現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 30 参照）				
	(4) 土地改良事業原材料交付業務	土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 31 参照）				
	(5) 農地・農業用施設災害復旧事業	農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 32 参照）				
	(6) 国補林道事業	現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 33 参照）				
	(7) 林道災害復旧事業	林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 34 参照）				
	(8) 丹原町単独林道整備事業	丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 35 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係																																																								
事務事業名	農業振興地域整備計画	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会																																																						
調整方針	農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。																																																										
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。																																																						
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【西条市農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和48年度） 前回特別管理（平成5年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>13,786ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,049ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>935ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>13ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>92ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>9ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	13,786ha	農用地区域面積			1,049ha	田	935ha	畑	13ha	樹園地	92ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	9ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【東予市農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和49年度） 前回特別管理（平成8年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>3,251ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,781ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>1,584ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>113ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>84ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>14ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	3,251ha	農用地区域面積	1,781ha	田	1,584ha	畑	113ha	樹園地	84ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	14ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【丹原町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和46年度） 整備計画策定年度（昭和46年度） 前回特別管理（平成12年度） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>3,227ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>1,583ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>906ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>96ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>496ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>40ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	3,227ha	農用地区域面積	1,583ha	田	906ha	畑	96ha	樹園地	496ha	採草放牧地	0ha	農業用施設用地	40ha	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の適正な管理を図る。 <p>【小松町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域指定年度（昭和47年度） 整備計画策定年度（昭和48年度） 前回特別管理（平成5年度、平成9年度より特別管理継続中） 一般管理（個別変更）年4回程度 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町農業振興地域整備計画は、概ね5年ごとに経済情勢の変化等により見直しを実施する特別管理（全面見直）と、個人等の申し出により緊急性、目的、農地転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理（個別変更）があり、計画の適正管理を図っている。 <p>【農用地利用計画】</p> <table border="1"> <tr><td>農業振興地域面積</td><td>2,773ha</td></tr> <tr><td>農用地区域面積</td><td>513ha</td></tr> <tr><td>田</td><td>374ha</td></tr> <tr><td>畑</td><td>9ha</td></tr> <tr><td>樹園地</td><td>130ha</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>0ha</td></tr> <tr><td>農業用施設用地</td><td>0ha</td></tr> </table>	農業振興地域面積	2,773ha	農用地区域面積	513ha	田	374ha	畑	9ha	樹園地	130ha	採草放牧地	0ha
農業振興地域面積	13,786ha																																																										
農用地区域面積	1,049ha																																																										
田	935ha																																																										
畑	13ha																																																										
樹園地	92ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	9ha																																																										
農業振興地域面積	3,251ha																																																										
農用地区域面積	1,781ha																																																										
田	1,584ha																																																										
畑	113ha																																																										
樹園地	84ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	14ha																																																										
農業振興地域面積	3,227ha																																																										
農用地区域面積	1,583ha																																																										
田	906ha																																																										
畑	96ha																																																										
樹園地	496ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	40ha																																																										
農業振興地域面積	2,773ha																																																										
農用地区域面積	513ha																																																										
田	374ha																																																										
畑	9ha																																																										
樹園地	130ha																																																										
採草放牧地	0ha																																																										
農業用施設用地	0ha																																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	農業振興関係計画等	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 農業経営基盤強化基本構想</p> <p>【目的】 効率的かつ安定的な農業経営の育成 その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成</p> <p>【内容】 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>【関連事業】 基本構想アクションプログラム作成 上記～の具体的活動目標の作成</p>	<p>2市2町それぞれに基本構想があり、内容に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに作成する。</p>			
<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、市段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、市段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、町段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2 地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】 ・地域農業の現状と将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行い、担い手の育成、農地の流動化、新規就農者の確保、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的・総合的に推進するにあたって、町段階において一元化するとともに、農業対策共通の中期的なビジョン・目標や当該年度における活動計画を定める。</p> <p>【内容】 経営・生産対策実施方針 年度活動計画 上記、の進行管理、実態に即した変更、総合評価</p>	<p>2市2町それぞれにマスタープランがあり、内容に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに作成する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	農業振興関係計画等			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
3 酪農肉用牛生産近代化計画 該当なし	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	3 酪農肉用牛生産近代化計画 【目的】 ・酪農と肉用牛生産の振興を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】 ・基本方針に即した計画の立案 【事務手順】 農林水産大臣が、食料・農業・農村基本計画に即して、全国的な視点から「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を概ね5年ごとに目標年度までの期間につき定めるとともに、これに即して都道府県知事が地域の諸条件を考慮した都道府県計画を定め、さらに、一定の基準に適合する市町村の長が都道府県計画に即してより具体的な市町村計画を作成する。	西条市は計画を作成していない。 東予市、丹原町、小松町にそれぞれ計画があり、内容に違いがある。		新市移行後速やかに作成する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	水田農業経営確立対策事業	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	運営方法がそれぞれ異なる。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的な取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条市生産調整推進対策協議会開催(2月中旬) ガイドライン配分(2月下旬) 集落座談会(2月下旬～3月中旬) 転作申込書提出(4月中旬までに農協各支所へ)(4月下旬支所より役所へ) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 3,082,750円 (県(国): 2,193,000円、市: 889,750円) 平成15年度予算 総事業費 2,485,572円 (県(国): 0円、市: 2,485,572円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 858,000円 (県(国): 858,000円、市: 0円) 平成15年度予算 総事業費 2,151,000円 (県(国): 2,151,000円、市: 0円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、地区別(平均34.66%) 田本地率は98.5% 山間部97% 平成14年度の目標達成率は、約111% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的な取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市水田農業推進幹事会(12月・1月) ガイドライン配分(1月) 東予市水田農業推進協議会(2月) 集落座談会(支所単位説明会)(2月下旬～) 転作申告台帳提出(4月) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 個人確認(8月) とも補償、確立助成の取りまとめは、農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 6,133,000円 (県(国): 2,178,000円、市: 3,955,000円) 平成15年度予算(当初)総事業費 5,651,000円 (県(国): 2,178,000円、市: 3,473,000円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,324,000円 (県(国): 846,000円、市: 478,000円) 平成15年度予算(当初)総事業費 1,236,000円 (県(国): 846,000円、市: 390,000円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用 ガイドライン配分は、市街化区域 38% 市街化調整区域 36% 田本地率は昭和58年度県知事協議による 平成14年度の目標達成率は、約117% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹原町水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的な取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹原町水田農業推進委員会(3月上旬) 丹原町水田農業推進協議会開催(3月上旬) ガイドライン配分(3月上旬) 地区別説明会(3月下旬) 集落座談会(3月下旬～4月上旬) 転作申込書提出(4月下旬までに役場へ) 現地確認(6月下旬～7月上旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、周桑農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 6,278,719円 (県(国): 1,480,000円、町: 4,798,719円) 平成15年度予算 総事業費 5,485,000円 (県(国): 0円、町: 5,485,000円) (国費減額分について補正予算措置を検討中) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,195,219円 (県(国): 615,000円、町: 580,219円) 平成15年度予算 総事業費 2,187,000円 (県(国): 1,469,000円、町: 718,000円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、均等(約37.5%) 田本地率は昭和58年度県知事協議数値を使用 平成14年度の目標達成率は、約109% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策（転作）の推進。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小松町水田農業振興計画の策定及び振興管理。 水田における土地利用型農業の活性化のため基本的な考え方を示し、農協が中心となり、作付け作物の団地化担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。 水田の現状を見定め、5年後の目標及び目標に向けての具体的な取り組みを実施。 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小松町生産調整推進対策協議会開催(2月中旬) ガイドライン配分(2月下旬) 小松、石根地区の協議会(2月下旬) 集落座談会(2月下旬～3月中旬) 転作申込書提出(4月中旬までに周桑農協各支所へ)(4月下旬支所より役場へ) 現地確認(6月下旬～7月中旬) 確認野帳(8月中旬、確認野帳を各地区世話人に送付し各農家に確認をさせる。) とも補償、確立助成の取りまとめは、周桑農協。 <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業経営確立対策指導推進事業費補助金(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 1,079,860円 (県(国): 620,000円、町: 459,860円) 平成15年度予算 総事業費 0円 (県(国): 0円、町: 0円) 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(10/10以内) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 総事業費 261,000円 (県(国): 261,000円、町: 0円) 平成15年度予算 総事業費 619,000円 (県(国): 619,000円、町: 0円) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家台帳はパソコン処理、インテック(国ソフト)使用せず。 ガイドライン配分は、均等(約35%) 田本地率は98.5%(町内一律) 14年度の目標達成率は、約111% 		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い	細項目	農業関係		
事務事業名	水田農業推進協議会	専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに協議会がある。	新市移行後速やかに統合する。
<p>【名称】</p> <p>・西条市水田農業推進協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付ガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱いの決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期2年再任可)</p> <p>会長 西条市長 副会長 西条市農業協同組合代表理事組合長 副会長 西条市農業委員会 委員 西条市農業協同組合営農委員長 同上 西条市農業協同組合稲作部会長 同上 西条市農業委員会農政部会長 同上 西条市農業委員会農政部会長 同上 新居宇摩農業共済組合 同上 西条市土地改良連行会協議会 同上 西条市議会 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 西条中央地域農業改良普及センター</p> <p>事務局：農林水産課</p>	<p>【名称】</p> <p>・東予市水田農業推進協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付ガイドライン等の取扱、とも補償事業の推進等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期なし)</p> <p>会長 東予市長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 副会長 東予市農業委員会 委員 東予市議会産業建設委員長 同上 東予農業共済組合代表理事組合長 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 周桑農業協同組合農業振興協議会副会長</p> <p>事務局：農林水産課</p>	<p>【名称】</p> <p>・丹原町水田農業推進委員会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付ガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱いの決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期在任中)</p> <p>会長 丹原町長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 副会長 丹原町農業委員会 委員 東予圏芸農業協同組合代表理事組合長 同上 東予農業共済組合副組合長理事 同上 J A 周桑農業振興協議会会長、他 5 支部会長 同上 J A 周桑米麦部会 丹原支部会長、他 4 支部会長 同上 区長会 丹原地区会長 他 4 地区会長 同上 丹原町議会産業建設委員長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長</p> <p>事務局：産業課</p>	<p>【名称】</p> <p>・小松町生産調整推進対策協議会</p> <p>【目的】</p> <p>・生産調整目標面積及び水稲作付ガイドライン等の取扱、計画出荷基準数量及び加工米の配分取扱いの決定等。</p> <p>【委員等の構成】</p> <p>(委員任期なし、役員任期2年再任可)</p> <p>会長 小松町長 副会長 周桑農業協同組合代表理事組合長 副会長 小松町農業委員会 委員 東予圏芸農業協同組合代表理事組合長 同上 東予農業共済組合副組合長理事 同上 小松地区生産調整推進協議会会長 同上 小松地区生産調整推進協議会副会長 同上 小松地区生産調整推進協議会副会長 同上 石根生産調整協議会会長 同上 石根生産調整協議会副会長 同上 石根生産調整協議会副会長 同上 小松町議会産業建設委員長 同上 高松食糧事務所愛媛東予支所 同上 丹原地域農業改良普及センター - 所長 同上 周桑農業協同組合小松支所 同上 周桑農業協同組合石根支所</p> <p>事務局：産業課</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係		
事務事業名	農地流動化関係事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、市50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 3,535,000円 (県(国)：1,767,000円、市：1,768,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 3,535,000円 (県(国)：1,767,000円、市：1,768,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 240,000円 (県(国)：120,000円、市：120,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 240,000円 (県(国)：120,000円、市：120,000円)</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手集積活動委員 3名 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、市50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 206,000円 (県(国)：103,000円、市：103,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 490,000円 (県(国)：245,000円、市：245,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進員 31人 任期 14年4月1日～16年3月31日 委嘱 市長 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、町50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 275,000円 (県(国)：132,000円、町：143,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 214,000円 (県(国)：107,000円、町：107,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地流動化推進員数・任期・委嘱 農業委員（在任中）21名・区長30名 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の利用の集積に関する目標を定め、その達成を図る。 農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の確保を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動化目標の設定、集落座談会の開催等 <p>【負担補助割合】</p> <p>国50%、町50%</p> <p>農地流動化総合推進事業 平成14年度実績 総事業費 354,000円 (県(国)：177,000円、町：177,000円)</p> <p>平成15年度予算 総事業費 98,000円 (県(国)：49,000円、町：49,000円)</p> <p>農地利用集積実践事業 平成14年度実績 総事業費 0円</p> <p>平成15年度予算 総事業費 0円</p> <p>【農地流動化推進員数・任期・委嘱】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>農地流動化推進員の構成、任期等に違いがある。</p>	<p>制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	市民農園			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針	市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託水田を活用した「東予市ふれあい農園」を開設し、農作業・土・水等に親しむ場とするとともに、地域活動を通じた生きがいづくりを推進する。 ・契約期間：2年間 ・入園料：無料 ・解約があった場合は、申し込み順に入園する。 <p>東予市ふれあい農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 東予市壬生川787番地 ・地目 田 ・面積 1,578㎡ 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者以外の者が自然にふれあい農業に対する理解を深めるため「ふれあい農園」を開設した。 ・貸付期間：1年間（更新可） ・貸付面積：0.5a～5.0a ・貸付対象者：丹原町在住者 ・募集方法：公募 ・貸付料：1,000円/a <p>久妙寺農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字久妙寺甲261 - 1 ・地目 田 ・面積 3,190㎡ <p>池田第1農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字池田1522 - 1 ・地目 田 ・面積 885㎡ <p>池田第2農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 丹原町大字池田1557 - 1 ・地目 田 ・面積 1,964㎡ <p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付料：1,000円/a 	該当なし	東予市、丹原町のみの制度である。 貸付料については、丹原町のみ徴収している。 運営方法に違いがある。	貸付料については、現行のまま新市に引き継ぐ。 運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係		
事務事業名	地産地消事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業分科会
調整方針	地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消（地域生産地域消費）を推進することにより、生産者の生産意欲の向上、消費者の購入意欲の向上を図り、もって、市内農林水産業の振興を図る。 <p>【内容】</p> <p>地産地消学校給食事業 月1回地元農産物を給食で使用するとともに、生産者・生産過程を紹介する。 地産地消懇談会の設置 生産者、消費者、流通業者、PTAなどをメンバーとし、意見交換により相互理解を深める。 地産地消保育所園児等体験農業 転作田を利用し、保育所園児や保護者による農作物の栽培・収穫イベントを実施機会の提供を行う。</p> <p>【事務手順】</p> <p>教育委員会、JAと協議し、実施品目を決定する。 教育委員会よりJA選果場へ注文（毎月上旬） 生産者への取材 生産者、生産過程資料作成 給食の実施～生徒の質問のフォローアップ</p> <p>懇談会の開催</p> <p>農地の確保、作付品目の選定、作業の実施等について、普及センターと協力して各保育所へアドバイス 補助金申請 保護者の協力を得て作業及び収穫祭を実施</p>	該当なし	該当なし	東予市だけの事業である。	新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農業関係	
事務事業名	田野中川畑地かん水事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農業分科会
調整方針	田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹園地帯における夏季の湯水期に適切なかん水事業を実施することにより果樹の安定的な生産振興を図る <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置：丹原町大字石経1167番地（ポンプ場） 名称：田野中川畑地かん水施設 施設詳細：鉄筋コンクリート1階建（ポンプ場）ポンプ6台 受益面積：330ha 事業費 <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 19,821千円 平成14年度 16,852千円 <p>【使用料・手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料金（年間利用料により決定） <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度分 9,100円/10a 平成14年度分 8,600円/10a <p>【会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別会計 	該当なし	丹原町のみの事業である。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	林業関係																																																	
事務事業名	市町村森林整備計画			専門部会名	産業経済部会	分科会名 林業分科会																																																
調整方針	市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。																																																					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容																																																
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林を資源の状況、自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、特に発揮が期待されている機能に応じて、水源涵養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、区域にある地域森林計画の対象となっている民有林につき5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画原案の策定 関係部局と計画書案の協議 市町村森林整備計画案の決定 公告・縦覧（意見の申し立て） 関係部局と協議 市町村森林整備計画樹立 <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>16,795ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>5,079ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>11,716ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>9,736ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>110ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>1,859ha</td></tr> </table>	森林面積	16,795ha	国有林面積	5,079ha	民有林面積	11,716ha	水土保全林	9,736ha	森林と人との共生林	110ha	資源の循環利用林	1,859ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>3,132ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>620ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>2,512ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>2,492ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>9ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>- ha</td></tr> </table>	森林面積	3,132ha	国有林面積	620ha	民有林面積	2,512ha	水土保全林	2,492ha	森林と人との共生林	9ha	資源の循環利用林	- ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>9,580ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>513ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>9,067ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>7,577ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>- ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>1,485ha</td></tr> </table>	森林面積	9,580ha	国有林面積	513ha	民有林面積	9,067ha	水土保全林	7,577ha	森林と人との共生林	- ha	資源の循環利用林	1,485ha	<p>【目的】</p> <p>同左</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立年度 平成11年度 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>【機能別森林面積等】</p> <table border="1"> <tr><td>森林面積</td><td>5,968ha</td></tr> <tr><td>国有林面積</td><td>1,465ha</td></tr> <tr><td>民有林面積</td><td>4,503ha</td></tr> <tr><td> 水土保全林</td><td>4,125ha</td></tr> <tr><td> 森林と人との共生林</td><td>- ha</td></tr> <tr><td> 資源の循環利用林</td><td>375ha</td></tr> </table>	森林面積	5,968ha	国有林面積	1,465ha	民有林面積	4,503ha	水土保全林	4,125ha	森林と人との共生林	- ha	資源の循環利用林	375ha	<p>2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。</p>		<p>新市移行後速やかに作成する。</p>
森林面積	16,795ha																																																					
国有林面積	5,079ha																																																					
民有林面積	11,716ha																																																					
水土保全林	9,736ha																																																					
森林と人との共生林	110ha																																																					
資源の循環利用林	1,859ha																																																					
森林面積	3,132ha																																																					
国有林面積	620ha																																																					
民有林面積	2,512ha																																																					
水土保全林	2,492ha																																																					
森林と人との共生林	9ha																																																					
資源の循環利用林	- ha																																																					
森林面積	9,580ha																																																					
国有林面積	513ha																																																					
民有林面積	9,067ha																																																					
水土保全林	7,577ha																																																					
森林と人との共生林	- ha																																																					
資源の循環利用林	1,485ha																																																					
森林面積	5,968ha																																																					
国有林面積	1,465ha																																																					
民有林面積	4,503ha																																																					
水土保全林	4,125ha																																																					
森林と人との共生林	- ha																																																					
資源の循環利用林	375ha																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	水産業関係	
事務事業名	漁港整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 水産業分科会
調整方針	漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域水産物供給基盤整備事業基本計画に基づき老朽化した施設を順次整備し、水産業の振興に努める。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：東予市 ・漁港名：河原津漁港（第2種漁港） ・事業計画期間：平成13年度～平成22年度 ・全体事業費：約14億円 ・整備内容：北物揚場 L=80m 中央物揚場 L=50m 南防波堤 L=86m 泊地浚渫 A=14,100㎡ ・平成14年度事業実績 事業費 50,000千円 泊地浚渫 A=10,240㎡ ・平成15年度事業計画 事業費 120,000千円 北物揚場 一式 <p>【負担補助割合】</p> <p>国：50% 県：16.7% 市：33.3%</p>	該当なし	該当なし	東予市だけの事業である。	現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	水産業関係	
事務事業名	漁業経営構造改善事業（築いそ）			専門部会名	産業経済部会	分科会名 水産業分科会
調整方針	漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西条地先海域漁場へ平成元年より投石による人工漁礁（築いそ）の設置により、水産資源の育成・増大、更には地域漁家経営の安定化を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体：西条市 事業年度：平成元年度～ 施行場所：西条市西ひうち地先沖 事業実績（平成元年度～平成14年度） <ul style="list-style-type: none"> 投石量 30,829.8㎡ 占用面積 40,559.5㎡ 事業費 103,174千円 平成15年度事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 投石量 1,576㎡ 占用面積 2,280㎡ 事業費 8,100千円 <p>【補助割合】</p> <p>補助率 国（50%以内）・県（20%）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの事業である。	現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道前道後平野国営土地改良事業により用水確保を行い、左岸幹線水路より河北地区（庄内、三芳、楠河）への用水路を整備する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 愛媛県 ・総事業費 318,000千円 ・受益面積 290ha（庄内、三芳、楠河） ・事業年度 H12～19年度（9ヶ年） ・用水路 管渠L=2,955m（700～200mm） ・施行場所 東予市庄内、三芳及び楠河地区 <ul style="list-style-type: none"> ・H13年度事業費 42,000千円（市負担10,628千円） ・H14年度事業費 52,500千円（市負担13,125千円） ・H15年度予算 63,000千円（市負担15,910千円） <p>【負担・補助割合】</p> <p>国 50%、県 25%、市 25% （受益者負担分は、市が全額負担する。）</p> <p>【関係改良区】</p> <p>東予市庄内土地改良区 東予市三芳土地改良区 東予市楠河土地改良区</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営かんがい排水事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>東予市のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営湛水防除事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北条地区及び壬生川地区の湛水被害を防除するため、排水機、排水路及び遊水池等の防除施設を設置する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 愛媛県 (北条地区) 総事業費 1,356,065千円 受益面積 79.1ha (集水面積 235ha) 事業年度 H5～15年度(11ヶ年) 基幹工事 排水機 900mm 2基(3.0m³/s) その他 排水路 L=1,603m 施行場所 東予市北条地区 H13年度事業費 188,978千円 (市負担金47,445千円) H14年度事業費 104,914千円 (市負担金26,413千円) H15年度予算 101,736千円 (市負担金24,945千円) <p>(壬生川地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 630,000千円 受益面積 33.7ha (集水面積 83.3ha) 事業年度 H6～15年度(10ヶ年) 基幹工事 排水機 600mm 2基 (1.4m³/s) その他 排水路 L=550m 施行場所 東予市大新田地区 H13年度事業費 185,816千円 (市負担金45,104千円) H14年度事業費 209,994千円 (市負担金48,423千円) H15年度予算 32,550千円 (市負担金 8,142千円) <p>【負担・補助割合】</p> <p>国 50%、県 27.5(25)%、 市22.5(25)% 基幹(その他) (受益者負担分22.5(25)%は、特に集落排水を受ける公共性の高い広域的な施設であり市が全額負担する。)</p> <p>【関係改良区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東予市北条土地改良区 東予市大新田土地改良区 	<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営湛水防除事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>東予市のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金</p> <p>【目的】 ・農村地域は、過疎化高齢化が特に進展しており、その活性化を図るためには、農業の振興と定住環境の改善を図ること。</p> <p>【内容】 ・農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業（農道整備を地方単独事業として整備） 促進型：農道整備事業として採択された路線の一部を県単独事業で実施。</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 長野第2地区 事業年度 平成15年度～平成17年度 受益面積 45ha 総事業費 254,650千円 年度別事業費 ・平成15年度 20,300千円 ・平成16年度 131,440千円 ・平成17年度 102,910千円 事業概要 L=860m W=6.0m</p> <p>【負担・補助割合】 県75%、町25% (受益者負担 全額町負担)</p>	<p>県営ふるさと農道緊急整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>現在、丹原町のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う事業 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 皇子池地区 事業年度 平成15年度～平成17年度 受益面積 79.3ha 総事業費 126,000千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 31,500千円 平成16年度 63,000千円 平成17年度 31,500千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤体工 L=44m 法面保護工 A=1,408m² <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、市15%、地元10%</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農地及び農業用施設の災害を未然に防止し、付近山林火災の防火用貯水池の機能を併せ持つ老朽ため池の整備により洪水防止を図り、水資源を確保し安定的な水の供給に寄与する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 山王池地区 採択申請予定 平成16年度 推進地区概算事業費 70,000千円 関係土地改良区 吉岡土地改良区</p> <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、市10(20)%、地元 15(5)% 通常(防災) (通常は、受益者負担分の内訳で市が10%、地元が15%であるが住宅等への被害が予想される時は、市が20%、地元が5%となる。)</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽ため池の整備により洪水防止を図り、水資源を確保し、安定的な水の供給にきよする。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 兼久前池地区 採択申請予定 平成16年度 推進地区概算事業費 90,000千円</p> <p>【負担・補助割合】</p> <p>事業費 国50%、県25%、町17.5%、地元7.5% 事務費 国50%、県25%、町 -、 地元25%</p>	<p>県営ため池等整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地及び農業用施設の災害を防止する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 半吉谷地区 事業年度 平成14年度～平成17年度 受益面積 27ha 総事業費 178,500千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 10,500千円 平成15年度 52,500千円 平成16年度 63,000千円 平成17年度 52,500千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤体工 L=110m 洪水吐 <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県25%、町19%、地元6%</p>	負担割合に違いがある	新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営ほ場整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産基盤と生活環境の一体的整備を行うことによって、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立に資する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 明穂地区 事業年度 平成15年度～平成19年度 受益面積 22.9ha 総事業費 420,000千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 52,500千円 平成16年度 115,500千円 平成17年度 115,500千円 平成18年度 84,000千円 平成19年度 52,500千円 <p>【負担金・補助割合】</p> <p>国50%、県27.5%、町12.5%、地元 10%</p>	<p>小松町のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村地域は、豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた空間を形成してきたが、その中で農業水利施設の多くは、その歴史的発展過程のもとで、地域の自然環境、生活環境等に調和した保全管理又は整備がなされ、単なる農業生産施設としてのみならず、農村地域の景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多様な役割を果たしてきた。 <p>しかしながら、近年の農村地域の都市化及び混住化進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等により、動植物が減少するとともに、水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じ、従来からの基盤施設の整備等による利便性の向上とともに、景観の保全、生態系の回復等の環境的観点も含めた農村の快適性を求める声が増え、農村の住民のみならず、都市住民からも高まってきている。</p> <p>このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 愛の山地区 事業年度 平成14年度～平成17年度 総事業費 455,700千円 年度別事業費 ・平成14年度 45,150千円 ・平成15年度 147,000千円 ・平成16年度 115,500千円 ・平成17年度 148,050千円</p> <p>事業概要 ・管理道 L=1,430m ・護岸工 L=450m ・親水ステージ 1箇所 ・駐車場 1箇所</p> <p>【負担・補助割合】 国50%、県25%、町25%</p>	<p>県営地域用水環境整備事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>丹原町でのみ実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金 現在、実施していない。</p>	<p>県営防災ダム事業負担金</p> <p>【目的】 ・洪水調整機能の賦与、増進、また耐震性向上を図る。</p> <p>【内容】 事業主体 愛媛県 地区名 小松大谷地区 事業年度 平成12年度～平成17年度 受益面積 112ha 総事業費 899,115千円 年度別事業費 ・H13年度実績 147,105千円 （町負担金19,585,250円） ・H14年度実績 220,280千円 （町負担金29,345千円） ・H15年度予算 210,000千円 （町負担金28,000千円） 事業概要 ・提体工 L=211.5m ・洪水吐工 一式 ・取水施設工 一式</p> <p>【負担金・補助割合】 国55%、県27.5%、町12.75%、地元4.75%</p>	<p>小松町でのみ実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係															
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会														
調整方針																				
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容														
西条市	東予市	丹原町	小松町																	
県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	県営中山間地域総合農地防災事業負担金 現在、実施していない。	<p>県営中山間地域総合農地防災事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設及び農地の災害を未然に防止し優良農地を始めとする地域資源の保全を図り、併せて、農業農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上に資する。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 地区名 小松南川地区 事業年度 平成15年度～平成20年度 受益面積 117.1ha 総事業費 336,000千円 年度別事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 10,500千円 平成16年度 73,500千円 平成17年度 73,500千円 平成18年度 105,000千円 平成19年度 52,500千円 平成20年度 21,000千円 <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路工 L=1,420m ため池工 n=1 床固工 n=2 土留工 n=3 <p>【負担金・補助割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水路工</th> <th>ため池工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>55%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>27.5%</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>15.5%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>地元</td> <td>2%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		水路工	ため池工	国	55%	55%	県	27.5%	27.5%	町	15.5%	11.5%	地元	2%	6%	小松町でのみ実施している。	新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。
	水路工	ため池工																		
国	55%	55%																		
県	27.5%	27.5%																		
町	15.5%	11.5%																		
地元	2%	6%																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	県営土地改良事業負担金			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業により造成された基幹的施設について、緊急に必要な補強工事および排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図ることを目的とする。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 受益面積 348ha 事業年度 平成10年度～平成15年度 総事業費 361,100千円 年度別事業費（市負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 52,500千円（6,500千円） 平成14年度 52,500千円（6,500千円） 平成15年度 78,750千円（8,500千円） <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 道前平野土地改良区が管理しているパイプラインの補修 管水路工 L=2,940m <p>【負担・補助割合】</p> <p>国45(50)%、県27.5(25)%、市12.5(10)%、地元15%</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>現在、実施していない。</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>現在、実施していない。</p>	<p>基幹水利施設補修事業負担金</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化により破損変形、漏水等の被害の出ている基幹水利施設を補修することにより、機能回復、安全性の確保を図る。 <p>【内容】</p> <p>事業主体 愛媛県 受益面積 763ha 事業年度 平成10年度～平成16年度 総事業費 366,702千円 年度別事業費（町負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 57,750千円（5,775千円） 平成14年度 105,000千円（10,500千円） 平成15年度 57,750千円（5,775千円） 平成16年度 105,000千円（10,500千円） <p>事業概要</p> <p>管路改修 L=4,586m</p> <p>【負担金・補助割合】</p> <p>国50.0%、県25.0%、町10.0%、改良区15.0%</p>	<p>西条市、小松町のみで実施している。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中の地区については、現行のとおりとする。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係																																								
事務事業名	中山間地域総合整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会																																							
調整方針	現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																												
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容																																							
西条市	東予市	丹原町	小松町																																										
現在、実施していない。	現在、実施していない。	現在、実施していない。	<p>【目的】 ・農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に進め、農業、農村の活性化を図ると共に、併せて地域の定住促進と、国土・環境の保全等に資する。</p> <p>【内容】 1.事業主体 小松町 2.地区名 小松地区 3.受益面積 53.5ha 4.総事業費 959,500千円 5.事業年度 平成14年度～平成18年度 6.年度別事業費 ・平成14年度 151,500千円 ・平成15年度 202,000千円 ・平成16年度 222,200千円 ・平成17年度 227,250千円 ・平成18年度 156,550千円 7.事業概要 1) 農業生産基盤 ・農業用排水路 L=2,710m ・農道 L=2,670m 2) 生活環境基盤 ・集落道 L=1,120m ・集落排水路 L=2,350m ・集落防災安全 n=2 ・集落環境管理施設 n=1 3) 交流基盤整備 ・市民農園等 n=1</p> <p>【負担金・補助割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>町</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水路</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>23%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>集落道</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集落排水路</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集落防災安全</td> <td>55%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境管理施設</td> <td>55%</td> <td></td> <td>45%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民農園等</td> <td>55%</td> <td></td> <td>45%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		国	県	町	地元	農業用排水路	55%	20%	23%	2%	農道	55%	20%	20%	5%	集落道	55%	20%	25%		集落排水路	55%	20%	25%		集落防災安全	55%	20%	25%		環境管理施設	55%		45%		市民農園等	55%		45%		小松町のみで実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	国	県	町	地元																																									
農業用排水路	55%	20%	23%	2%																																									
農道	55%	20%	20%	5%																																									
集落道	55%	20%	25%																																										
集落排水路	55%	20%	25%																																										
集落防災安全	55%	20%	25%																																										
環境管理施設	55%		45%																																										
市民農園等	55%		45%																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	新山村振興等農林漁業特別対策事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
現在、実施していない。	該当なし（振興山村の指定を受けていない。）	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山村が持つ各種の資源を高度に活用して経済の活性化を図り、山村を豊かにするとともに、自然と生活が調和した、安全で快適な環境のもとで、ゆとりある暮らしのできる美しい山村を作る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 <ol style="list-style-type: none"> 山村振興計画 H14 山村振興等地域連携推進事業 研修会の開催、先進地視察等 H15～H18 事業費 2,000,000円 農業振興事業 農林水産物運搬施設（モルル）L=800m H16年度 事業費9,000,000円 定住促進生活環境整備事業 生活環境保全施設（防火水槽 3基 V=40t） H15年度 事業費14,000,000円 定住促進生活環境整備事業 集落道 L=1100m W=3m H15～H18年度 事業費195,000,000円 町単独補修工事 既存施設の補修 <p>【負担・補助割合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 山村振興等地域連携推進事業 国庫補助 50% 町 50% 農業振興事業 国庫補助 40% 町 60% 定住促進生活環境整備事業（生活環境保全施設） 国庫補助 50% 町 50% 定住促進生活環境整備事業（集落道） 国庫補助 55% 県費補助 20% 町 25% 町単独補修工事 全額町費 	現在、実施していない。	丹原町のみで実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	土地改良事業原材料交付業務			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
該当なし	<p>【目的】 土地改良区が施行する土地改良事業に対して、市が原材料を交付し、農業の振興及び農村環境の整備を図る。</p> <p>【内容】 平成11年度から交付開始 基本的には、二次製品（関係者2名以上） （平成12年度までは年間交付金額5,000千円） H13年度実績（市交付 6,000千円） H14年度実績（市交付 10,716千円） H15年度予算（市交付 16,000千円） 東予市土地改良事業原材料交付規程</p> <p>【負担・補助割合】 二次製品のみ 東予市土地改良事業原材料交付規程</p> <p>【事務手順】 改良区から要望。 地元から原材料交付申請書に現況写真、その他必要書類を添えて提出。 現地調査等審査。 原材料交付決定通知。 最寄の指定場所へ原材料を搬送。 市が現地で原材料検査。 交付の日から2ヶ月以内に工事を完了。 工事完成報告書に竣工写真を添えて提出。 市は交付した原材料の数量等を調査。</p>	丹原町農業基盤整備事業原材料費補助金で実施	<p>【目的】 土地改良区が施行する土地改良事業に対して、町が原材料を交付し、農業の振興及び農村環境の整備を図る。</p> <p>【内容】 町の予算の範囲内において、町の基準に基づき査定し決定する。 H13年度実績 10,000円 H14年度実績 0円 H15年度予算 50,000円</p> <p>【事務手順】 改良区からの要望 審査決定</p>	東予市、小松町のみ制度である。 丹原町は補助事業で実施している。	新市移行後速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	農地・農業用施設災害復旧事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した農地・農業用施設の災害復旧事業であり農地の保全と農業用施設の機能の回復を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 西条市 H13年度事業費 18,652,158円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者15% 農業用施設災害 国65%、受益者7.5% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設の災害復旧を行うことにより、農業の維持を図り合わせてその経営の安定に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 東予市 H13年度事業費 1,189千円（市は測量実費のみ） H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者50% 農業用施設災害 国65%、受益者35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設の災害復旧を行いもって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 H13年度事業費 13,416千円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者50% 農業用施設災害 国65%、受益者35% <p>丹原町農業基盤整備事業補助金</p> <p>受益者負担は、補助残の80%を起債で対応し残りを町と受益者で負担。 受益者負担は、補助残の10%</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害により被害を受けた、農地及び農業用施設の機能回復を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 小松町 H13年度事業費 6,599千円 H14年度予算 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害 国50%、受益者10% 農業用施設災害 国65%、受益者7% <p>1. 補助率増高による高率補助の場合においては、農地及び施設共に、補助残の町80%地元20%</p> <p>2. 査定及び実施に伴う測量設計費については全額町負担</p> <p>3. 事業実施に伴う連合会賦課金については、全額町負担</p>	<p>地元負担に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	国補林道事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
新居森林組合が補助事業で実施している。 (補助金・交付金等の取扱い(その2)による。)	現在、実施していない。	<p>林道峰下影線開設事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道を開設することにより、当該地域の森林経営の安定と地域の振興を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 事業年度 平成6年度～平成21年度 計画延長 4,700m 幅員 3m 既設延長 1,518m(平成14年度末) 総事業費576,000千円 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績 40,000千円(L=316m) 平成15年度予算 40,000千円(L=429m) <p>【負担・補助割合】</p> <p>国50%、県15%、町35%(辺地債有)</p>	周桑森林組合が補助事業で実施している。 (補助金・交付金等の取扱い(その2)による。)	丹原町のみ実施している。	現在実施中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係		
事務事業名	林道災害復旧事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農林土木分科会
調整方針	林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 西条市 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国65% 市35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 東予市 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国65% 市35% 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 丹原町 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国65% 町 35% （単年災、連年災、激甚災で補助率は変動） 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常なる天然現象により被災を受けた林道施設を復旧し、林地の利用と保全を図る。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 小松町 ・平成13年度実績 なし ・平成14年度実績 なし <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町管理林道 国65% 町35% ・地元管理林道 国65% 町28% 地元7% <p>（地元管理林道については、補助残の町80%、地元20%） 測量試験費及び設計費については全額町負担</p>	負担割合に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（農林水産関係）の取扱い			細項目	農林土木関係	
事務事業名	丹原町単独林道整備事業			専門部会名	産業経済部会	分科会名 農林土木分科会
調整方針	丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象とならない林道整備を単独事業費で行い林業振興に寄与する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 丹原町 600mで接続する林道（林道楠窪余野線と林道余野線）があり、2カ年で接続工事を行う。（現在は治山事業を行っているため着工できない。） 概算事業費20,000千円（平成16年度着工予定） <p>【負担・補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額町費 	該当なし	丹原町のみ実施している。	現行のまま新市に引き継ぐ。	

先例地の事例

〔東かがわ市〕

- 1 農振農用区域については、当分の間、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 2 農業振興地域整備促進協議会については、新市において新たに設置する。
- 3 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。
- 4 農業経営基盤促進対策事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに組織するものとする。
- 5 農業経営基盤促進対策事業のマスタープランについては、新市において作成する。
- 6 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び認定農業者農地集積支援事業については、引田町の例により調整する。
- 7 中山間地域等支払制度については、新市において引き続き実施する。
- 8 香川用水に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 生産調整(転作)の面積配分及び加工米については、新市において調整する。
- 10 生産調整推進協議会については、新市において新たに設置する。
- 11 生産調整推進基本計画については、新市において作成する。
- 12 生産調整に対する助成措置については、新市において調整する。
- 13 生産調整単独助成事業については、事業廃止を前提に新市において調整する。
- 14 農業関係団体については、現行のとおりとする。
- 15 県単造林事業については、白鳥町の例により調整する。無立木地等緊急造成事業は、現行のとおりとする。
- 16 林務関係団体補助については、合併時に調整する。
- 17 林道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 18 林地開発については、新市において速やかに制度化を図る。
- 19 畜産振興補助事業については、新市において引き続き実施する。
- 20 有害鳥獣駆除関係については、白鳥町の例により調整する。
- 21 土地改良事業のうち、継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業については、引田町の例により調整する。
- 22 土地改良事業の受益者負担割合については、継続事業は、現行の負担率で新市に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により調整する。
- 23 土地改良事業に係る町単独補助事業は、合併時に廃止し、新市において検討する。
- 24 農道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 25 漁港は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 26 漁港施設の使用料及び占用料については、現行のとおりとし、随時調整する。
- 27 漁港整備事業分担金については、引田町の例により調整する。

28 沿岸漁業構造改善事業分担金については、大内町の例により調整する。

29 漁業関係団体については、新市の一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。

30 水産振興町単独事業については、引田町の例により事業を見直し、実施する。

〔宇摩合併協議会〕

国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。

市町村単独事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。

土地改良事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。

地域農業マスタープラン、農業経営基盤強化促進基本構想については、新市において作成する。

酪農肉用牛生産近代化計画、農業振興計画、農林業等活性化基盤整備計画、水田農業振興計画、生産振興計画については、新市において作成する。

森林整備計画については、平成16年度までの間は現行の計画をそれぞれ適用し、17年度より新たな計画を策定する。

市町村有林については、それぞれ現状のまま新市に引き継ぎ、分収林についても現状の持分をそれぞれ新市に引き継ぐものとする。